

熊本県告示第 537 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社カインドケア 熊本市長嶺東五丁目 5-15	有限会社 カインドケア	平成 14 年 7 月 1 日

熊本県告示第 538 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所 スワン株式会社 熊本市新外一丁目 5 番 50 号	スワン株式会社	平成 14 年 7 月 1 日

熊本県告示第 539 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 14 年 7 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
指定南阿蘇居宅介護支援事業所 阿蘇郡高森町大字野尻 1885 番地	南阿蘇訪問介護事業企業組合	平成 14 年 7 月 1 日

公 告

熊本県公告第 557 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 14 年 7 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
 - 第 1 号物件 熊本市水前寺六丁目 5 番 9
宅地 303.94 平方メートル（公簿・実測）
 - 第 2 号物件 熊本市水前寺六丁目 5 番 14
宅地 272.37 平方メートル（公簿・実測）
- 2 入札期日
 - 第 1 号物件 平成 14 年 7 月 30 日 午前 11 時
 - 第 2 号物件 平成 14 年 7 月 30 日 午後 1 時 30 分
- 3 入札場所
 - 第 1 号物件 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 10 階第 1 共用会議室
 - 第 2 号物件 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 10 階第 1 共用会議室
- 4 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上を納入するものとする。この場合において、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札説明会
 - 第 1 号物件及び第 2 号物件同時に次の日時及び場所で行う。
 - 日時 平成 14 年 7 月 22 日 午前 10 時 30 分から正午まで
 - 場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 11 階第 1 共用会議室
- 7 契約保証金

- 契約金額の 100 分の 10 以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 8 入札参加資格
次のいずれかに該当するものは、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ないもの
(3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 9 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出期限 平成 14 年 7 月 26 日 午後 5 時まで
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 10 入札に参加しようとする者は、9 の入札参加申込書のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1) 又は (2) に掲げる書類、委任状及び代理人の印鑑証明書
- 11 その他
(1) 契約締結期限 平成 14 年 8 月 6 日
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
(3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 7 階 熊本県総務部管財課
(4) 入札参加者は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、同法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)、熊本県財産条例(昭和 39 年熊本県条例第 23 号)、熊本県会計規則(昭和 60 年熊本県規則第 11 号)等を承知のうえ入札するものとする。
(5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課(電話 096-383-1111 内線 3308)

熊本県公告第 558 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 14 年 7 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名市北牟田字上小通 430 番 4
9,363.00 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
玉名市築地 138-7
三共運送株式会社

熊本県公告第 559 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 14 年 7 月 8 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
(1) 調達物品及び数量
温泉入浴剤(贈答用、透明タイプ 5 包入り) のし紙付き 9,200 個
(2) 調達物品の仕様等
入札説明書による。
(3) 納入期間
契約の日から平成 14 年 8 月 23 日まで
(4) 納入場所
県内 91 市町村及び熊本県企画振興部統計調査課内
(5) 入札方法
ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 入札説明書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和 39 年告示第 420 号)の規定を準用する。
- 2 入札参加資格
物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領(昭和 39 年熊本県告示第 386 号)に基づく必要な資格を得ていること。

- 3 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
熊本県企画振興部統計調査課教育労働班（熊本県庁本館 6 階）
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 3606
 - (2) 入札説明書の交付
 - ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - イ 交付期限は、入札日の前日までとする。
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成 14 年 7 月 19 日（金） 午後 2 時
 - イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁本館地下 1 階入札室
- 4 入札に関する事務を担当する部局の名称
3 の（1）記載のとおりとする。
- 5 その他
 - (1) 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 3 の（3）の日時までに納付する。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (3) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約金額の 100 分の 10 以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (4) 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
 - (5) 落札者の決定方法
 - ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - イ 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (6) 最低制限価格
設定しない。
 - (7) 契約書作成の要否
要
 - (8) その他詳細は、入札説明書による。

登載依頼

平成 14 年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、熊本県知事から委任を受けた平成 14 年度行政書士試験を次のとおり実施します。

平成 14 年 7 月 8 日

財団法人行政書士試験研究センター 理事長 砂 子 田 隆

1 試験期日 平成 14 年 10 月 27 日（日） 午後 1 時から午後 3 時 30 分まで

2 試験場所 九州東海大学 熊本キャンパス（熊本市渡鹿九丁目 1 番 1 号）

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試 験 科 目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 40 題)	行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成 14 年 4 月 1 日現在施行されている法令に関し出題します。
一般教養（出題数 20 題）	

(2) 試験の方法

ア 試験は筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とします。

4 受験手続

(1) 受付期間 平成 14 年 8 月 5 日（月）から 8 月 30 日（金）まで

(2) 受付場所 (財)行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。8 月 30 日の消印があるものまで受け付けます。

(3) 提出書類 受験願書一式（配布場所については(5)をご覧ください。)

(4) 受験手数料 7,000 円

受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。

(5) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

ア 郵送配布

配布期間 平成 14 年 8 月 1 日（木）から 8 月 23 日（金）まで

郵送を希望する方は、160 円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角 2 号：A4 サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。（8 月 23 日必着のこと）

名 称 (財)行政書士試験研究センター

住 所 〒152-8799 目黒郵便局留

イ 窓口配布

配布期間 平成 14 年 8 月 1 日（木）から 8 月 30 日（金）まで

配布場所 熊本県庁（本館 1 階受付、総務部市町村総室）、各地域振興局総務部総務課
熊本県行政書士会（熊本市水前寺公園 28 番 47 号 嘉悦ビル 1 階）

配布時間 上記 については、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

上記 については、午前 9 時から午後 5 時まで

(6) 連絡先（問い合わせ先）

(財)行政書士試験研究センター

電話番号 03(5725)7460

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状態により必要な措置を講ずることがありますので、受験申込みに先立って連絡先へ早めにご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成 15 年 1 月 15 日（水）午前 9 時

(2) 方 法 (財)行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。また、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。

熊本県収用委員会公告第 11 号

公 示 送 達

熊本県球磨郡五木村丙字金川 1106・1131 番 7、1153 番、1207 番、1242 番、1259 番の土地所有者

氏名 山下耕司（持分 45360 分の 21）

住所 居所不明ただし住民票上の住所

熊本県熊本市吉原町 12 番地

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（熊本県土木部用地対策課内）において保管しているので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成 14 年 7 月 1 日付け熊収第 92 号の書類（一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及

びこれに伴う附帯工事の土地収用案件に係る第 5 回審理開催通知書)

(注意)上記書類を受領しないときは、平成 14 年 7 月 22 日をもって書類の送達があったものとみなされます。

平成 14 年 7 月 8 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

